

現 場 説 明 書

入札参加者 様

令和 7 年 1 2 月 1 2 日

福祉課長

工事名称	令和 7 年度高鍋町立わかば保育園他付帯設備改修工事
工事場所	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3516番地11
工 期	契約日 から 令和 8 年 3 月 2 5 日 まで
【 説明事項 】 1. 工事概要 設計図参照 2. 特記事項 ・本工事においての積算参考資料（内訳書）は、入札者の積算の便宜を図るためのものであり、あくまで参考資料として提供する。 ・その他、別紙参照すること。 設計図書に関して質疑がある場合は、令和 7 年 1 2 月 1 7 日までに福祉課長あて文書、電子メール又はFaxで提出してください。 （アドレス koyuki0476@town.takanabe.lg.jp Fax 0983-23-6303） なお、質疑がない場合は提出の必要はありません。 また、質疑の回答内容については、質疑があった場合に限り、令和 7 年 1 2 月 2 2 日までに入札参加者にメール又はFaxします。 担当職氏名 建築・都市計画係 黒木 小雪 TEL 0983-26-2016 (内線259)	

《追加事項》

- ①工事施工中に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し、承諾を得て施工すること。
- ②工事に先立ち、所定の諸手続きを行うこと。
- ③工事施工及び廃材処分は法令を遵守し、届出等についても必要に応じて行うこと。
- ④住宅などが隣接しており、指定仮設以外にも必要に応じて仮囲いやバリケードを設置し、周辺住民等の安全確保に努めるとともに、工事車両の事故防止を徹底すること。また、作業時間の内外を問わず安全に細心の注意を払うこと。
- ⑤着工までに施工計画等を含めた事前計画を行い、速やかに着工できるよう準備を行うこと。
- ⑥本工事は執務並行工事であり、工程については施設管理者及び監督員と十分に協議し運営に支障が生じないよう留意すること。

1 安全対策等について

- (1) 労働安全衛生法に則り、別途工事受注者と安全衛生協議会を設置する等、安全衛生管理体制を整え、工事の安全進行に努めること。
既存施設の養生等、安全管理については、施設管理者からの意見等を工程管理に反映させ必要な対策を講じること。
- (2) 請負者は、建設工事に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画書及び工事の実施の各段階において十分に検討し周辺地域の環境保全に努めること。
- (3) 工事用車両の出入口には必要に応じて交通整理員等を配置し、安全対策に十分配慮すること。
- (4) 工事車両に付着した泥は現場内で落とし、場内外を汚すことのないよう注意すること。
- (5) 本工事と並行して発注する別途工事間の取合調整を十分に行うこと。
- (6) 建設工事の副産物である建設発生土及び建設廃棄物は、関係法令に基づき建設廃棄物処理計画書を提出し、適正に処理を行うこと。

2 火災保険等について

- (1) 着工から工事目的物引渡しまでの間（完成から2週間まで）火災保険に加入すること。

3 仮設物等について

- (1) 定置する足場は、別契約業者にも無償で使用させること。
- (2) 仮設建物等からの汚水、雑排水等の排水先は監督員と協議すること。

4 その他

- (1) 内訳書の数量は参考数量とし、内容の如何にかかわらず、契約上、何等の拘束をしない。
- (2) 請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センター〔CORINSセンターまたは九州地方センター（CORINSホームページ：<http://www.ct.jacic.or.jp/corins/>）〕に提出しなければならない。ただし、登録については、500万円以上2,500万円未満の工事においては、受注時のみとし、2,500万円以上の工事においては、受注時、変更時、完成時に行うものとし、受注時は契約後10日以内（※）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（※）に、完成時は工事完成後10日以内（※）に登録機関に登録申請しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日（※）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
（※）「10日」には、土曜日、日曜日祝日等の「宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日」は含まない。
- (3) 同一業者が、近接して工事を落札・契約した場合は、設計変更にて当該工事の諸経費の調整を行うものとする。（杭地業工事の場合も同様に、重機を他工区と兼用した場合は変更の対象とする。）
- (4) 建築物の解体等に伴う廃石膏ボードの処理については、安定型処分場で埋立て処分することができないので留意すること。また、一部の工場で製造された製品から砒素等が成分として含まれることが明らかになったため、万一、解体工事中に発生する廃石膏ボードの中から下記工場での製造が確認された場合には、安定型処分場へその搬入ができないので、注意するとともに当課あて連絡すること。
製品から高濃度の砒素等が確認された工場（平成9年4月までに製造されたもの）・小名浜吉野石膏（株）いわき工場 ・日東石膏ボード（株）八戸工場
- (5) 石綿（アスベスト）の処理について
撤去工事施工中に、設計図書に記載のない吹付け石綿及び非飛散性石綿、若しくは疑わしい建築材等を発見したときは、直ちに作業を取り止め、安全対策（人の立ち入り禁止等）を行った上で、監督職員と協議を行うこと。
- (6) 工事着手前に、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施内容を周辺住民から見やすい箇所に掲示すること。なお、掲示内容は、工事の実施内容により別添1から別添5の掲示例を参考とすること。
- (7) 本工事現場内においては責任の自覚と意識の高揚、並びに現場作業員及び一般住民からみた責任者の明確化のため、現場代理人、監理技術者または主任技術者は、下記「腕章の

仕様」のとおり腕の見易い場所に腕章を着用すること。なお、現場代理人が監理技術者又は主任技術者を兼務する場合は現場代理人の腕章を着用する。

腕 章 の 仕 様

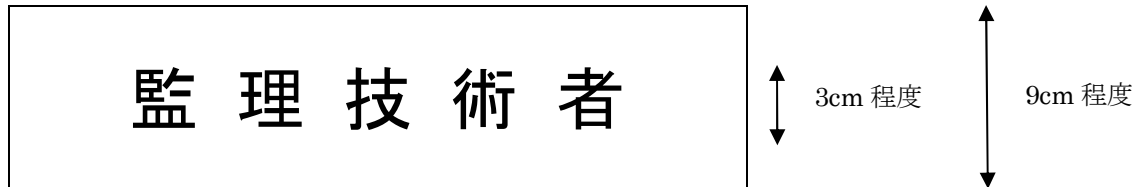
（監督員が請負者と協議する腕章の仕様は下記を例とする。）

例：現場代理人の場合



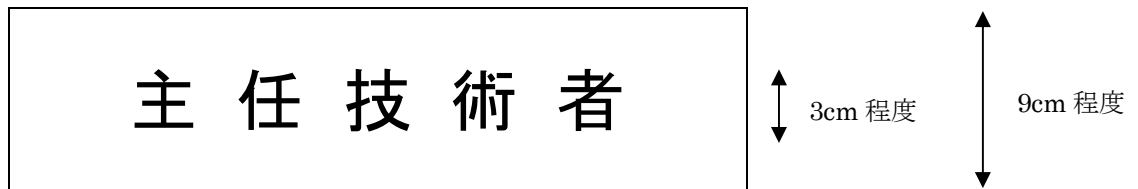
- （注） 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可
2. 既に使用の腕章で、類似品も可
3. 色は黄色地に文字は黒を原則とする。

例：監理技術者の場合



- （注） 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可
2. 既に使用の腕章で、類似品も可
3. 色は白地に文字は黒を原則とする。

例：主任技術者の場合



- （注） 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可
2. 既に使用の腕章で、類似品も可
3. 色は白地に文字は黒を原則とする。
- （8）請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後についても同様とする。
- （ア）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- （イ）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- （ウ）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切におこなわなければならない。
- （エ）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定め

- なければならない。
- (9) 請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目について、工事成績の評価項目に該当すると思われる事項について、実施状況を示す資料を、工事完了時まで様式1により提出することができる。
- (10) 排出ガス対策型建設機械の使用について
- (ア) 排出ガス対策機械の使用
- 本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成9年10月3日建設省経機発第126号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
- 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。
- なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する機械の写真撮影を行い、監督員に提出すること。
- (イ) 排出ガス対策型建設機械等を調達することができない場合
- 下表に示す建設機械について、排出ガス対策型建設機械等を調達できない場合は、建設機械リース業者のうち、2業者以上において、排出ガス対策型建設機械等の在庫が無いことを証明する書類（様式2）を監督員に提出すること。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイブロハンマ、アースオーガ 油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機 オールケーシング掘削機、アースドリル リバースサーキュレーションドリル 全回転型オールケーシング掘削機 地下連続壁施工機 ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

- (11) 工事標示板の表示内容等について
- 工事標示板の表示内容は、以下の(ア)～(カ)のとおりとする。なお、標示板・文字等の大きさ、デザイン等は任意とするが、監督員の承諾を得ること。
- (ア) 工事名称
- 原則として、契約上の工事名（工事番号は除く。）を記載するが、複数の施工者が共同で作成する場合は、〇〇〇建設工事など工事全体がわかるよう記載する。
- (イ) 発注者
- 「高鍋町」と記載する。
- (ウ) 監理者
- 工事監理事務所を記載する。併せて電話番号（市外局番を含む。）を記載する。
- (エ) 工期
- 契約工期を記載するが、複数の施工者が共同で作成する場合は、原則として、契約工期の着手が一番早い工事の着手日から完了が一番遅い工事の完了日までを記載する。

(オ) 施工者

商号又は名称を記載する。併せて電話番号（市外局番を含む。）を記載する。

なお、複数の施工者が共同で作成する場合には、契約毎に記載する。

(カ) 請負代金額

請負代金額は、当初請負代金額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載するが、表示金額は、万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

なお、請負代金額の変更があっても表示の変更は行わない。

また、複数の施工者が共同で作成する場合には、契約毎に記載する。

(12) 共同企業体の施工体制について ※共同企業体への発注の場合

(ア) 本工事を請け負う共同企業体は、各構成員の役割分担を明確にするため、共同企業体編成表（別紙1）及び現場職員編成表（別紙2）を作成し、施工計画書の現場組織表の次に添付すること。共同企業体編成表とは、共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等が記載されたものをいうものとする。

現場職員編成表とは、次のことが記載されたものをいうものとする。

(1) 各構成員の業務分担。

(2) 各構成員の監理技術者又は主任技術者の業務分担。

(3) 各構成員が監理技術者等以外に作業主任を置く場合の工事内容及び氏名。

工事内容は、内訳書記載の中項目までとし、各構成員において、施工を区分しない場合は、監理技術者等以外に作業主任者を置く工種について、作業主任者が行う工事内容と氏名を記載するものとする。

(イ) 現場職員の配置にあたっては次の事項に配慮すること。

(1) 工事の規模、内容及び出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。

(2) 配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢及び資格等を勘案して決定すること。

(3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。

(4) 各構成員の有する技術が最大限発揮されるように配慮すること。

(13) 宮崎県産業廃棄物税について

本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税されるので適正に処理すること。

なお、本工事では産業廃棄物の処理に係る税相当額を見込んでいる。

(14) 現場点検強化の実施について

本工事は、現場点検強化の対象工事となることがあるが、その場合には、監督員が指示する。

なお、対象となった場合には、建設業法第24条の7の定めに該当する工事はもちろんのこと、それ以外の工事においても施工体制台帳の作成を行い、現場に備え付けるとともに、写しを監督員に提出すること。

また、施工体制監視チームによる現場及び営業所等への立ち入り調査に関しては、誠実に対応すること。

(15) 重点監督の実施について

本工事については、重点監督による監督強化の対象となることがあるが、その場合には、監督員が指示する。

(16) 中間検査の追加実施について

本工事については、検査強化の対象となることがあるが、その場合には、監督員が指示する。